

自動車税のグリーン化税制について

環境にやさしい自動車の開発・普及を促進するため、排出ガス・燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税負担が軽くなる一方、新車新規登録から一定年数を経過した自動車は税負担が重くなっています。

- **令和 8 年度の税率が下がる自動車** (令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日に新車新規登録された下記自動車)
※令和 9 年度からは、通常の税率が適用されます。

電気自動車等

対象・要件等	令和 8 年度の税率
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（平成 30 年排出ガス基準適合又は平成 21 年排出ガス基準 NOx10% 以上低減）、プラグインハイブリッド自動車	標準税率より概ね 75% 軽減

排出ガス基準及び燃費基準が下表の条件を満たす営業用乗用車

対象・要件等			令和 8 年度の税率
燃 料	排出ガス基準	燃費基準	標準税率より概ね75%軽減
ガソリン 又はLPG	平成30年排出ガス基準50%低減又は 平成17年排出ガス基準75%低減	令和12年度燃費基準90%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	
ディーゼル (軽油)	平成30年排出ガス基準適合又は 平成21年排出ガス基準適合		

※「○○年排ガス基準○○%低減かつ○○年度燃費基準+○○%達成」等の要件に該当するかは、車検証で確認できます。

- **税率が上がる自動車** ※抹消登録（廃車）されるまで適用されます。

対象・要件等		令和 8 年度の税率
ガソリン車・LPG 車	平成 25 年 3 月 31 日以前に新車新規登録した自動車	標準税率より概ね 15% 重課
ディーゼル車	平成 27 年 3 月 31 日以前に新車新規登録した自動車	

※電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンプラグインハイブリッド自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合バス及び被けん引車については、重課の適用外です。

※バス（一般乗合バスを除く）及びトラック（被けん引車を除く）については、概ね 10% 重課されます。

身体障がい者の方などに対する減免制度

身体や精神に障がいのある方が使用する自動車で、一定の要件に該当する場合、申請によって自動車税の減免を受けることができます。

1 減免を受けることができる方（減免の要件）

- (1) 身体障がい者（身体障害者手帳をお持ちの方）又は戦傷病者（戦傷病者手帳をお持ちの方）

※【】内は戦傷病者手帳をお持ちの方が減免をうけることができる障がいの区分です。

障がいの区分		本人が運転する場合	生計同一者、常時介護者の運転の場合
視覚障害		1～4 級【特別項症～第 4 項症】	
聴覚障害		2、3 級【特別項症～第 4 項症】	
平衡機能障害		3 級【特別項症～第 4 項症】	
音声機能、言語障害又はそしゃく機能の障害		3 級【特別項症～第 2 項症】 喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る	—
上肢不自由		1、2 級【特別項症～第 3 項症】	
下肢不自由		1～6 級 【特別項症～第 6 項症 第 1 款症～第 3 款症】	1～3 級【特別項症～第 3 項症】
体幹不自由		1～5 級 【特別項症～第 6 項症 第 1 款症～第 3 款症】	1～3 級【特別項症～第 4 項症】
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1、2 級【—】	
	移動機能	1～6 級【—】	1～3 級【—】
心臓機能障害		1～3 級【特別項症～第 3 項症】	
じん臓機能障害			
呼吸器機能障害			
ぼうこう又は直腸の機能障害			
小腸の機能障害			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1～3 級【—】	
肝臓機能障害			

- (2) 知的障がい者（療育手帳をお持ちの方）
療育手帳に記載された障害の程度が「A」の方。
- (3) 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方）
精神障害者保健福祉手帳に記載された障害の程度が「1 級」の方。

2 減免の対象となる自動車

- (1) 身体障がい者の方などが所有し、本人が運転するもの。
- (2) 身体障がい者の方などが所有し生計を一にする方が運転するもので、当該障がい者の方の通学・通院・通所・生業のために専ら使用するもの。
- (3) 身体障がい者の方などのみの世帯の方が所有し、常時介護をする方が運転するもので、当該障がい者の方の通学・通院・通所・生業のために専ら使用するもの。
- (4) 18歳未満の身体障がい者の方、知的障がい者及び精神障がい者の方の場合、生計を一にする方が所有する自動車も対象となります。

(注) いずれの場合にも減免の対象となる自動車は、障がい者の方お一人につき1台です。

3 減免の申請手続

対象自動車	申請対象者	申請受付期間と受付場所
新たに取得する自動車 (所有する自動車を処分して乗換える場合を含む)	取得する自動車を登録する日に減免の要件に該当する方	登録の時まで 中予地方局課税課(運輸支局駐在) (自動車会館内 089-957-6621)
既に自動車を所有している場合 (毎年度の申請手続きを含む)	申請年度の4月1日 (午前0時)現在で減免の要件に該当する方	4月1日から納期限の7日前まで 住所地を管轄する地方局課税課(南予地方局にあっては税務課)及び今治又は八幡浜支局の税務室自動車税担当 ※郵送又は電子申請が可能です。

(注1) 提出期限後に申請された場合は、減免を受けることができません。

(注2) 住所地を管轄する地方局・支局は46ページを、電話番号は45ページをご覧ください。

4 申請手続きに必要なもの

郵送申請の場合、下記の郵送の提出書類を、電子申請の場合【電子申請の方法と提出書類】をご覧ください。なお、新たに取得する自動車の申請については郵送申請と電子申請はできません。

- (1) 自動車税減免申請書
- (2) 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(該当するもの)
- (3) 運転免許証(マイナ免許証の免許情報を表示した画面の写しを含む)
- (4) 自動車検査証

- 生計同一の方又は常時介護をする方が運転する場合、上記(1)～(4)のほか次の(5)、(6)の書類が必要です。

- (5) 生計同一証明書又は常時介護証明書

※ 生計同一証明書が不要な場合。

○マイナ保険証で生計同一が確認できる場合。

マイナポータルによりマイナ保険証の資格情報を表示した画面の写しを提示してください。

また、資格確認書はマイナ保険証の呈示に代えることができます。

○申請日前1月以内に発行された住民票で同一世帯が確認できる場合。

住民票を提示してください。(マイナンバーの記載のないもの。)

- (6) 通学・通園・通所・帰省証明書、通院証明書又は通勤・生業証明書

※ 学校、幼稚園、施設、病院、勤務先又は民生児童委員の発行する証明書で、自動車の使用回数の記載されたもの(生計同一の方が運転する場合は、使用回数が週1回又は、月4回に満たないものは減免できません。常時介護をする方が運転する場合は、使用回数が週3回に満たないものは減免できません。)

[郵送の提出書類]

(1)、(6)は原本を、(2)、(3)、(4)は写しを同封してください。(5)は生計同一証明書、常時介護証明書又は住民票の場合は原本を、マイナ保険証の場合は写しを同封してください。

なお、写しについては次の写しが必要となります。

同封内容: (2)全ページ、(3)表裏両面、(4)表面、(5)マイナ保険証一関係者全員の写し

[電子申請の方法と提出書類]

右のQRコード又は下記のURLから申請フォームへアクセスし、申請内容を入力してください。提出書類については申請フォーム内に添付用の設問がありますので、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)の写真又はコピーのPDFを添付してください。(1)は提出不要です。

添付内容：(2)全ページ、(3)表裏両面、(4)表面、(5)住民票-全ページ、健康保険証-関係者全員のもの、生計同一証明書又は
常時介護証明書-表面、(6)表面

身障用 URL https://apply.e-tumo.jp/pref-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=3592

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



身障用

5 自動車税の月額減免

賦課期日（自動車を既に所有している場合は、4月1日・午前0時、新規取得の場合は、自動車の登録日）以降の年度途中に、新たに減免の要件に該当することとなった方は随時に減免申請を行えることとし、申請のあった日の翌月以降の自動車税種別割を月割で減免できます。

6 減免申請書の請求先

- (1) 住所地を管轄する地方局課税課（南予地方局にあっては税務課）及び今治又は八幡浜支局の税務室
- (2) 愛媛県ホームページにも掲載しています。

自動車税に関するお問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、右記のQRコードから県ホームページ内の「自動車税にかかるよくあるご質問」をご覧ください。下記の専用ダイヤルまでお問い合わせください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



自動車税専用ダイヤル ☎ 050-1794-5832

鉱区税

■納める人

県内に鉱区をもっている人（鉱業権者）に課税されます。

■納める額

1 砂鉱を目的としない鉱区

試掘鉱区 面積 100アールごとに……年額200円

採掘鉱区 面積 100アールごとに……年額400円

ただし、石油又は可燃性天然ガスを目的とするものは、上記の税率の2/3となります。

2 砂鉱を目的とする鉱区

河床 延長 1,000メートルごとに……年額600円

河床でないもの 面積 100アールごとに……年額200円

（注）4月1日以後に鉱業権を設定したときは、その翌月から、また、鉱業権の消滅があったときは、その月まで年額を月割計算した額です。

■申告と納税

1 申告

鉱業権の取得、消滅、変更の日から10日以内に申告します。

2 納税

毎年4月1日現在の鉱業権者は、県地方局から送付される納税通知書により5月31日（休日の場合は翌営業日）までに、4月1日以後に鉱業権を取得した者は、納税通知書に指定した日までに納めることになっています。

核燃料税

■納める人

発電用原子炉の設置者に課税されます。

■納める額

価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額の……8.5%

出力割：発電用原子炉の熱出力……59,000円／千キロワット（3か月ごと）

（廃止措置に係る作業中の原子炉については、29,500円／千キロワット（3か月ごと））

核燃料物質重量割：発電用原子炉施設に貯蔵されている使用済燃料の重量……600円／キログラム

■申告と納税

価額割：核燃料を挿入した日から起算して2か月（発電用原子炉の設置後最初に装荷が行われた場合にあっては、3か月）を経過する日の属する月の末日までに申告し、納税します。

出力割：課税期間の末日の翌日から起算して2か月を経過する日までに申告し、納税します。

課税期間

(1)	4月1日から6月30日まで
(2)	7月1日から9月30日まで
(3)	10月1日から12月31日まで
(4)	1月1日から3月31日まで

核燃料物質重量割：4月1日時点の課税標準（重量）及び税額等を5月31日までに申告し納税します。

※ 本県の核燃料税は、昭和54年1月に創設し、以降、5年ごとに更新しており、現行の条例は、令和6年1月から5年間で課税期間となっています。

※ 核燃料税は、本県の貴重な自主財源として、原発立地及び周辺地域の安全対策や地域振興のために役立てています。

狩 猟 税

■納める人

狩猟者の登録を受ける人に課される税金で、狩猟者の登録を受ける県で課されます。

■納める額

種 類		税 額	(注)1の場合の税額
第1種銃猟免許に係る登録を受ける人	県民税の所得割額を納めなくてもよい人（農林水産従業者以外の人で控除対象配偶者又は扶養親族である人を除く。）〔軽減税率〕	11,000円	5,500円
	上記以外の人	16,500円	8,200円
網猟免許に係る登録を受ける人	県民税の所得割額を納めなくてもよい人（農林水産従業者以外の人で控除対象配偶者又は扶養親族である人を除く。）〔軽減税率〕	5,500円	2,700円
	上記以外の人	8,200円	4,100円
わな猟免許に係る登録を受ける人	県民税の所得割額を納めなくてもよい人（農林水産従業者以外の人で控除対象配偶者又は扶養親族である人を除く。）〔軽減税率〕	5,500円	2,700円
	上記以外の人	8,200円	4,100円
第2種銃猟免許に係る登録を受ける人		5,500円	2,700円

(注) 1 平成27年4月1日から令和11年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であって、狩猟者登録を申請した日前1年以内に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受けて、その許可に係る捕獲に従事した者が狩猟者の登録を受ける場合、狩猟税の税率は通常の税率の2分の1とする。(100円未満切り捨て)

2 令和11年3月31日までの間に対象鳥獣捕獲員として狩猟者の登録を受ける場合、狩猟税は課税されません。

3 令和11年3月31日までの間に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により、認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が狩猟者の登録を受ける場合、狩猟税は課税されません。

4 網猟免許・わな猟免許……銃器の使用以外の方法による狩猟の免許 例、はこわな・なげ網等

第1種銃猟免許……空気銃を除く銃器を使用する狩猟の免許

第2種銃猟免許……空気銃を使用する狩猟の免許

※ 第1種銃猟免許登録を受けた者が空気銃を使用する場合には、空気銃に係る狩猟税は課税されません。

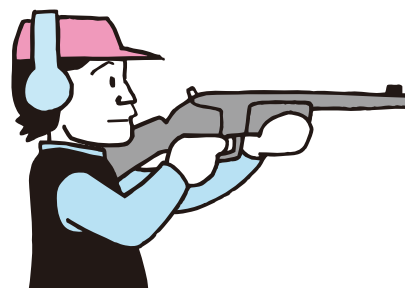
■納 税

狩猟者の登録を受けるときに、狩猟税申告書に県税証紙をはって納税します。

この際に、軽減税率の適用を受けようとする人は、県民税の課税状況を証する市町長の証明書を提出してください。

■目的税

狩猟税は、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の事務費用に充てるため課税されます。



地方消費税

■納める人

地方消費税には、国内取引に課される「譲渡割」と、輸入取引に課される「貨物割」があり、納める人は消費税を納める人と同じになっています。

- **譲渡割** 課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れを行った個人事業者及び法人（国内取引）
- **貨物割** 課税貨物を保税地域から引き取る者（輸入取引）
（保税地域とは、輸入手続未了の外国貨物を蔵置し、加工、製造等を行うことができる場所として、財務大臣が指定し又は税関長が許可した場所です。）

■納める額

標準税率（10%）消費税率の 22/78（消費税率に換算すると 2.2% 相当）

軽減税率（8%）消費税率の 22/78（消費税率に換算すると 1.76% 相当）

■申告と納税

- **譲渡割** 消費税の申告と併せて税務署に申告納付することになっています。

申告の種類		納める税額	申告と納税の期限
中間申告	直前の課税期間の確定消費税額が 4,800 万円超の場合	前事業年度の税額 $\times \frac{1}{\text{前事業年度の月数}}$	課税期間開始の日以後各月毎に経過した日から 2 か月以内
	直前の課税期間の確定消費税額が 400 万円超 4,800 万円以下の場合	前事業年度の税額 $\times \frac{3}{\text{前事業年度の月数}}$	課税期間開始の日以後 3、6、9 か月を経過した日から 2 か月以内
	直前の課税期間の確定消費税額が 48 万円超 400 万円以下の場合	前事業年度の税額 $\times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	課税期間開始の日以後 6 か月を経過した日から 2 か月以内
確定申告		消費税額 $\times$ 税率 - 中間納付額	個人: 3月31日 法人: 課税期間の末日の翌日から 2 か月以内

（注）中間申告は、各中間申告対象期間について、仮決算を行い、計算した税額により中間申告・納付することができます。

- **貨物割** 課税貨物引取時までに税関に申告納付することになっています。

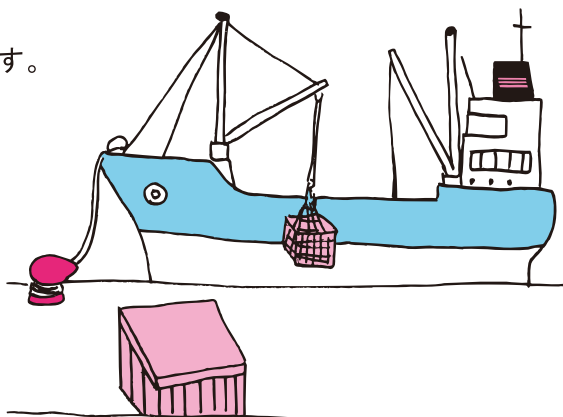
納付された地方消費税については、納付があった月の翌々月末日までに、国から税務署や保税地域の所在する都道府県に払い込まれます。

また、都道府県は徴収取扱費を国に支払います。

■市町への交付

各都道府県に払い込まれた地方消費税は、都道府県ごとの消費に関連する指標に基づいてあん分され、都道府県間で清算されます。

清算後の金額の2分の1相当額は、人口及び従業者数に応じて県内市町に交付されます。



県たばこ税

■納める人

製造たばこの製造者、輸入業者、卸売販売業者が、小売販売業者に製造たばこを売り渡したときに課される税金で、たばこの製造者、輸入業者、卸売販売業者が納めます。

■納める額

(現行)

1,000 本につき 1,070 円

■申告と納税

毎月分をまとめて翌月末日までに申告し、納税します。

○ 県内のたばこの売り渡し本数の推移

(単位: 千本)

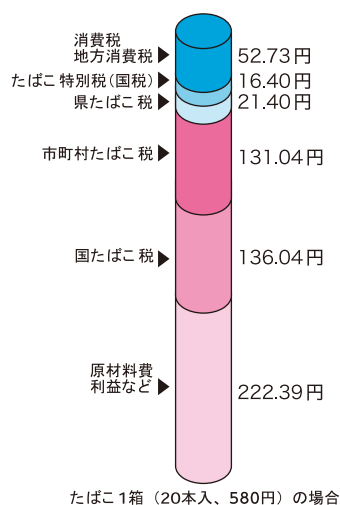
令和 2 年度	1,416,855
令和 3 年度	1,407,018
令和 4 年度	1,428,346
令和 5 年度	1,428,894
令和 6 年度	1,386,601
令和 7 年度	1,363,618

○ たばこ関係税の内訳

1,000本当たりの税率(令和 8 年 4 月 1 日現在)

区 分	税 額	割 合
国	6,802	44.6
県	1,070	7.0
市町村	6,552	43.0
たばこ 特別税(国)	820	5.4
合 計	15,244	100.0

(単位: 円、%)



ゴルフ場利用税

■納める人

ゴルフ場の利用に対して課される税金で、ゴルフ場を利用した人がゴルフ場の経営者を通じて納めます。

■納める額

利用者1人1日につき**230円**から**1,000円**を納めることになります。

その税率は、ゴルフ場の規模などによるゴルフ場ごとの等級で決められており、次の表のとおりです。

等 級	税 率
1 級	1人1日につき 1,000円
2 級	1人1日につき 800円
3 級	1人1日につき 600円
4 級	1人1日につき 450円
5 級	1人1日につき 330円
6 級	1人1日につき 230円

※ 次の者が利用する場合には、非課税となります。ただし、利用者が免許証、障害者手帳や学生証等を提示して、次の者であることを証明する場合に限られます。

◎年齢18歳未満の者

◎年齢70歳以上の者

◎障害者

◎国民スポーツ大会及び国際競技大会の競技会及び公式練習に選手として参加する者

◎学校の教育活動としてゴルフを行う学生、生徒、児童及び引率する教員

(国スポや学校の教育活動として使用する場合は、県の教育委員会、学校長の証明書が必要です。)

■申告と納税

ゴルフ場の経営者が毎月分をまとめて翌月の15日までに申告し、納税します。

■市町に対する交付

ゴルフ場利用税の収入の10分の7は、ゴルフ場所在の市町に交付されます。



軽油引取税

■納める人

- 特約業者、元売業者から軽油を引き取った者
- 軽油に軽油以外の油（灯油・重油・バイオディーゼル燃料など）を混和するなどして製造された軽油（製造軽油）を販売した販売業者
- 軽油又はガソリン以外の油（灯油・重油など）を自動車の燃料として販売した販売業者又は消費した場合の自動車の保有者
（バイオディーゼル 100%の場合は除かれます。）

■納める額

軽油1キロリットルにつき……………15,000円（1リットルにつき15円）

■申告と納税

1 納入申告及び納税

特約業者又は元売業者が、軽油を引き取った人から代金と一緒に税金を受け取り、毎月分を翌月末までに申告し、納税します。

2 納付申告及び納税

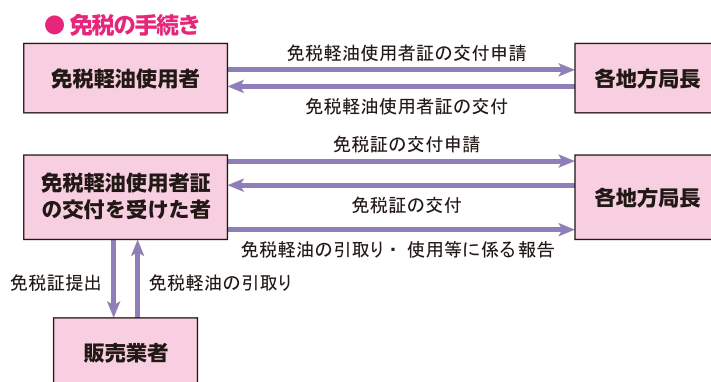
販売業者が、製造軽油を販売したり、軽油又はガソリン以外の油（灯油・重油など）を自動車の燃料として販売した場合、自動車の保有者が軽油又はガソリン以外の油（灯油・重油など）を自動車の燃料として消費した場合などは、販売業者又は自動車の保有者等が毎月分を翌月末までに申告し、納税します。

■免 税

農業、林業、漁業、鉱物の掘採事業その他の特定の事業の用途に使用される軽油は手続きにより免税となります。

なお、この免税制度は令和9年3月31日までの時限措置とされています。

※一定のレクリエーション（業として行うものを除く）の用に供する船舶（いわゆるプレジャーボート）は除外。



製造軽油にも軽油引取税が課税されます！

軽油に灯油・重油・バイオディーゼル燃料などを混ぜて販売したり、バスやトラック等の保有者が軽油に灯油・重油・バイオディーゼル燃料などを混ぜて使用している場合にも軽油引取税が課税されます。

また、軽油に灯油や重油を混ぜるなどして軽油の製造・販売又は消費を行う人は、事前に県地方局で承認を受けるとともに、それらを行った時期・数量等を帳簿に記載しなければなりません。

さらに、知事の承認を受けずに不正に軽油等を製造した者や、不正軽油と知りつつ購入、運搬又は保管等を行った者、不正軽油を製造すると知って、原材料や薬品、施設等を提供した者等に対し罰則が科せられます。



※愛媛県では、不正軽油の防止に向けて、「不正軽油ホットライン」を開設しております。
不正軽油に関する情報をお寄せください。

不正軽油ホットライン

東 予地方局 ☎ 0897-53-3054

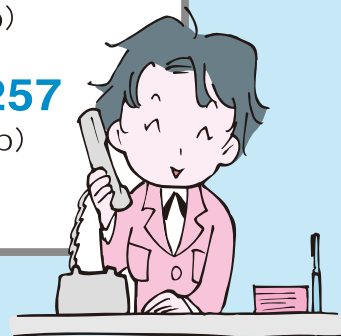
(Eメール tou-kazei@pref.ehime.lg.jp)

中 予地方局 ☎ 089-915-1110

(Eメール chu-kazei@pref.ehime.lg.jp)

南 予地方局 ☎ 0895-22-5257

(Eメール nan-zeimu@pref.ehime.lg.jp)



《不正軽油とは》

不正軽油には、脱税を目的として、軽油に灯油や重油を混ぜる「混和軽油」や重油、灯油を原料に製造する「密造軽油」等があり、これら不正軽油の使用は、ディーゼル車の排気ガス中の有害物質を増加させ、環境にも悪影響を及ぼすといわれております。

《次のような情報を受け付けています》

- (1) 密造施設についての情報
- (2) 販売業者についての情報
- (3) 使用・流通についての情報

資源循環促進税

■納める人

産業廃棄物を埋立処分するために県内の最終処分場へ搬入したときに課される税金で、産業廃棄物を排出した事業者（中間処理業者を含む。）が最終処分場の経営者を通じて納めます。

なお、産業廃棄物を排出した事業者（中間処理業者を含む。）が、自ら設置する最終処分場において埋立処分する場合、又は、設置費用を負担した最終処分場において埋立処分する場合には、その事業者が直接県に納めます。

■納める額

最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量1トンにつき1,000円です。

※ 重量の計測が困難な場合には、県が定める方法により体積を重量に換算します。

※ 産業廃棄物を排出した事業者（最終処分業者である者を除く。）が自ら設置する専用の最終処分場で埋立処分する場合には、最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量1トンにつき500円です。

※ 産業廃棄物を排出した事業者（最終処分業者である者を除く。）が設置費用を負担した最終処分場（自ら設置する最終処分場を除く。）で埋立処分する場合には、最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量1トンにつき750円です。

■申告と納税

最終処分場の経営者が四半期分をまとめて申告し、納税します。

なお、産業廃棄物を排出した事業者（中間処理業者を含む。）が、自ら設置する最終処分場において埋立処分する場合、又は、設置費用を負担した最終処分場において埋立処分する場合には、その事業者が四半期分をまとめて申告し、納税します。

■目的税

資源循環促進税の税収は、産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に要する費用に充てるため課税されます。

■その他

資源循環促進税は、平成19年4月1日から導入した法定外目的税であり、愛媛県が独自に創設した税です。

延滞金・加算金

■延滞金

税金を納期限までに納めないときに、次に掲げる金額が延滞金として加算されて徴収されます。

区 分	加 算 さ れ る 額
納期限の翌日から1か月を経過する日まで	年額に7.3%の割合を乗じて計算した額 ただし、その年の延滞金特例基準割合が7.3%を下回る場合は、その年内（1月1日から12月31日まで）の延滞金の率は延滞金特例基準割合に1%の割合を加算した割合（令和8年は2.8%） [1円未満の端数切り捨て] ※延滞金特例基準割合とは、銀行の新規の短期貸出約定平均金利の年平均に年1%の割合を加算した割合をいいます。（令和8年は1.8%）
1か月を経過する日の翌日から納税の日まで	年額に14.6%の割合を乗じて計算した額 ただし、その年の延滞金特例基準割合が7.3%を下回る場合は、その年内（1月1日から12月31日まで）の延滞金の率は延滞金特例基準割合に7.3%の割合を加算した割合（令和8年は9.1%） [1円未満の端数切り捨て]

ただし、

○延滞金の基礎となる税額が2,000円未満であるときは、延滞金はありません。

また、延滞金の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てて計算します。

○算出された延滞金に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

また、延滞金の金額が1,000円未満であるときは、延滞金は徴収されません。

■加算金

県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人の事業税・特別法人事業税・地方法人特別税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、核燃料税及び資源循環促進税について、事実より少なく申告したり、申告しなかった場合などに徴収されます。

●過少申告加算金

期限内に申告した場合で、その申告額が実際より少なかったために、後日正しい額に訂正したり（修正申告）、訂正された（更正）場合にかかります。

納める額 増差税額の10%

なお、訂正により増加した税額が、期限内に申告した税額又は50万円のいずれか多い額を超える場合には、その超える部分の税額の5%をさらに加算します。

●不申告加算金

期限後に申告をした場合又は申告しなかった場合にかかります。

納める額 納める税額の15%（※）

なお、納付すべき税額が50万円を超える部分に対しては、その超える部分の税額の5%をさらに加算します。

ただし、決定（申告がないため、県が調査により税額を決めること）があることを予知しないで期限後に申告した場合は、5%です。

●重加算金

二重帳簿を作るなどして、故意に税を免れようとした場合にかかります。

この場合には過少申告加算金、不申告加算金はかかりません。

納める額 期限内に申告をしている場合…増差税額の35%（※）

期限後に申告をした場合又は申告をしなかった場合…納める税額の40%（※）

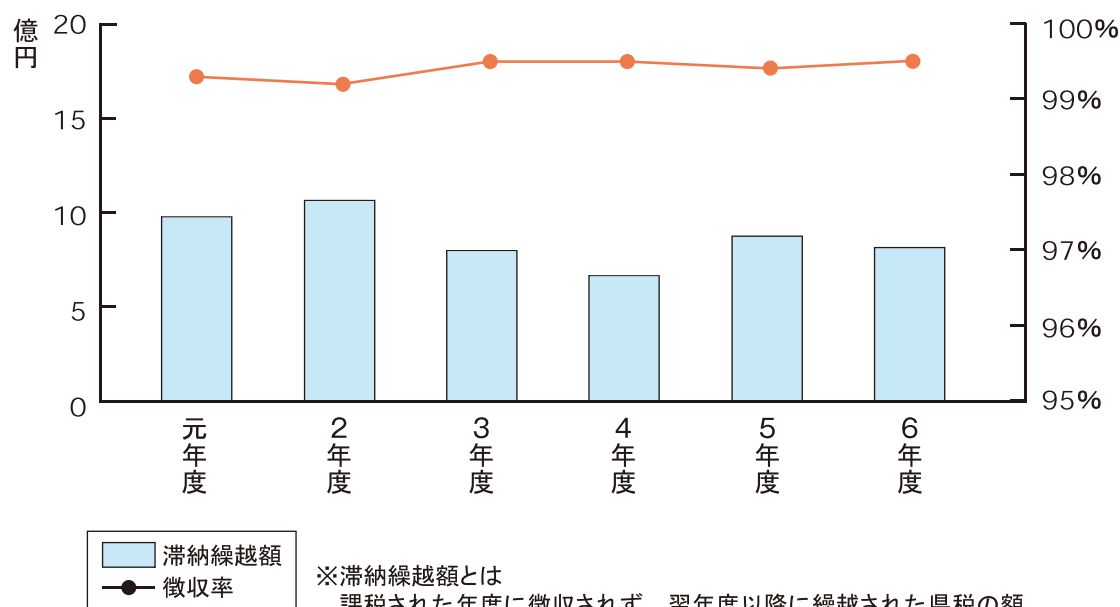
（※）の加算金について

期限後申告、修正申告又は更正、決定があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、その税目について不申告加算金又は重加算金を課されたことがあるときは、加算金の割合に10%が加算される場合があります。

■県税徴収率の推移

愛媛県では、平成15年度を「滞納整理元年」と位置付け、「大多数の納期内納税者」の視点に立ち、滞納処分を前提とした滞納整理を展開し徴収率の向上に努めています。

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
滞納繰越額	9.8億円	10.7億円	8.0億円	6.9億円	8.8億円	8.1億円
徴収率	99.3%	99.2%	99.5%	99.5%	99.4%	99.5%



納税の猶予や県税の減免

税金を納期限までに納税できない特別な事情のある方は、所管の（申告先又は納付書を送付してきた）各地方局県税窓口にご相談ください。納税の猶予（徴収の猶予・換価の猶予）や納期限の延長、税金の減額・免除が認められる場合がありますので、お早めにお申し出ください。

■徴収の猶予

- 理由 1 財産が災害（震災、風水害、火災など）や盗難にあったとき
2 本人や親族が病気やケガをしたとき
3 事業に大きな損害を受けたとき又は事業を廃止したとき など
- 期間 1年以内（やむを得ない理由があるときは、2年を限度として延長できます。）

■換価の猶予（差押財産の換価（売却）の猶予等）

- 理由 県税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるとき など
- 期間 1年以内（やむを得ない理由があるときは、2年を限度として延長できます。）
※その県税の納期限から6か月以内に、所管の地方局（支局）に申請すること等により、認められる場合があります。

■納期限の延長

- 理由 災害などにより納期限までに納税や申告ができない場合には、期限が延長されます。
- 期間 災害などがやんだときから2か月以内

■県税の減免

それぞれの理由に該当したときは、県税が減額又は免除されます。

- 個人の県民税
個人の市・町民税が減免されたとき
- 個人の事業税
災害などにより 損害を受けたとき
- 不動産取得税
災害により不動産に損害を受けたため、それに替わる不動産を取得したとき
取得した不動産が災害を受けたとき
- 身体障がい者の方などへの自動車税の減免

こんな時は、最寄の地方局県税窓口へご相談ください！

県税における救済制度

■更正の請求

法人県民税、県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、核燃料税及び資源循環促進税の申告書を提出した後に、税額が過大であったことなどを発見したときは、法定納期限から5年以内（国の税務官署の更正があった場合など、特定の場合は、その理由が生じた日の翌日から起算して2か月以内）に限り、更正の請求をすることができます。

■県税に対する不服申立て

- ① 県税の賦課、徴収などについて不服がある場合には、その処分があったことを知った日の翌日から起算して原則として3か月以内に、知事に対して「審査請求」をすることができます。

審査請求書は、なるべく所在地を管轄する地方局県税窓口を経由して提出してください。

- ② 県税の賦課、徴収についての訴えは、①の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで訴えを提起することができます。

ア 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要がある場合。

ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

**こんな時は、最寄の地方局
県税窓口へご相談ください！**

県税の納税証明書

納税証明書には、納税証明書（一般用）と自動車税継続検査・構造等変更検査用納税証明書があります。

■納税証明書（一般用）

課税（申告）額、納税額、その他一定の事項を証明するものです。

●請求窓口

申告又は課税した各地方局及びその地方局の支局の県税窓口（ただし、「県税に未納がない旨の証明書」については、申告又は課税した各地方局以外の地方局及び支局の県税窓口においても請求することができます。）

●請求の際に必要なもの

- ・ 印鑑（法人の場合は代表者印）※請求者本人が請求する場合は、押印不要です。
- ・ 代理人の方は、委任状又は代理権授与通知書
- ・ 領収書

●交付手数料

納税証明書1件につき400円

■自動車税継続検査・構造等変更検査用納税証明書

この納税証明書は、車検及び構造等変更検査の時に必要とするものです。

5月にお送りする自動車税納税通知書には、この納税証明書が添付されていますので、納税された後は自動車検査証と一緒に保管してください。

自動車税の納税証明書に＊印の表示があるのは、前年度までの自動車税（または延滞金）に未納があるためです。＊印の表示がある自動車税の納税証明書では車検及び構造等変更検査を受けることができませんので、納税されたうえで交付請求してください。

この納税証明書は車検及び構造等変更検査のとき以外は使用できませんので、所有権留保解除、移転、抹消などの目的で必要とされる場合は、納税証明書（一般用）を請求してください。

●請求窓口

- ・ 各地方局及び支局の県税窓口

●請求の際に必要なもの

- ・ 自動車検査証
- ・ 領収書

**詳しくは、各地方局及び支局
の県税窓口にご相談ください。**

※ 国土交通省（運輸支局等）と愛媛県のシステム連携により、自動車税の納付確認が電子化され、これにより、一部の場を除き、車検等（継続検査及び構造等変更検査）を受ける際に必要となる納税証明書提示の省略が可能となりました。詳しくは愛媛県ホームページでご確認ください。

県税の便利な納税方法

■ eL-QR（地方税統一QRコード）を活用した納税

eL-QRが記載された納付書では、全国の金融機関等窓口（P43参照）で現金による納付ができるほか、各種キャッシュレス決済（スマートフォン決済アプリやクレジットカード、インターネットバンキングを利用した納付）ができます。

詳しくは、地方税お支払いサイトでご確認ください。

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>



1. スマートフォン決済アプリによる納付

対応するスマートフォン決済アプリから eL-QR を読み取ってください。

対応するスマートフォン決済アプリは、こちらをご確認ください。



2. クレジットカード及びインターネットバンキングによる納税

地方税お支払いサイトから手続きを行います。画面の案内に従って操作してください。

地方税お支払いサイトの納付手続き画面はこちらから遷移できます。



3. キャッシュレス納付ご利用にあたっての注意事項

- (1) 金融機関やコンビニでは、ご利用できません。
 - パソコン、スマートフォンサイト、タブレット端末からご利用ください。
- (2) 口座振替により納付されている方は、ご利用できません。
 - 次年度以降のご利用を希望される方は、口座振替の取り止めが必要です。
 - 口座振替を申し込んだ金融機関の窓口へ備え付けの「口座振替取消書」に届出印を押し、必要事項を記入の上、金融機関窓口へ提出してください。
- (3) 領収書は発行されません。
 - スマートフォン決済アプリの明細やカード会社が発行する利用明細などでご確認ください。
 - 領収書が必要な方は、金融機関等の窓口やコンビニエンスストアで納付するほか、管轄地方局までご連絡ください。
- (4) 納税証明書は送付しておりません。
 - 自動車税の納付確認が電子化されたことから、車検を受ける際の納税証明書の提示が省略できることになりましたので、キャッシュレス納付をご利用された場合であっても、納税証明書は送付しておりません。
- (5) 車検が近い方へ
 - 電子による自動車税の納付確認ができるまで、納付から1週間程度かかります。お急ぎの方はキャッシュレス納付は行わず、金融機関等の窓口やコンビニエンスストアから納付してください。
- (6) 納付手続完了後に取り消しはできません。
 - 納付手続きが完了した後は、取り消しができませんので、必ず注意事項を確認した上でご利用ください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

■コンビニエンスストアでの納付

自動車税、個人事業税、不動産取得税については、納税通知書等に記載しているコンビニエンスストアでも納付することができます。納付可能なコンビニエンスストアについては 43 ページをご覧ください。

■口座振替による納付

県では、**個人事業税**及び**自動車税**の納税に便利な口座振替納税制度を実施していますので、ご利用ください。

●口座振替を申し込むと…

納税のために、わざわざ金融機関に出かけなくてもあなたの口座から自動的に納税でき、ウツカリ忘れをシッカリ防ぎます。

●申込方法

口座をお持ちの金融機関窓口でお申し込みいただけます。（各地方局県税窓口にも申込用紙を用意しております。）

口座のお届け印をご持参のうえ、お申し込みください。

※郵便局のほか一部取り扱うことのできない金融機関があります。

詳しくは、最寄の各地方局税窓口へお尋ねください。

※**軽自動車税（市町税）**については、**お住まいの市町役場へお問い合わせください。（48ページ）**

口座振替 Q & A

Q1 いつまでに申し込めばいいの？

税 目	申込期限	振込開始時期	振 替 日
自動車税	令和9年1月末日まで	令和9年度分から	5月末日
個人事業税	令和8年5月20日まで	令和8年度の1期分から	1期分 8月末日
	令和8年8月末日まで	令和8年度の2期分から	2期分 11月末日

※期限後のお申込みは、翌年より対応します。

※納期限の日が休日（土・日曜日）の場合は、休日の翌日が振替日となります。

Q2 申込みの手続きは？

指定の申込書にご記入いただき、金融機関の窓口で申し込みます。口座のお届け印をお持ちのうえ、金融機関に備え付けの申込書に自動車の登録番号や口座番号などを記入して申し込んでください。

Q3 納税証明書はいつもらえるの？

自動車税の納税確認の電子化により、車検時に納税証明書の提示が不要となったため、令和元年度から送付を廃止させていただいています。

Q4 家族の口座でも振替できるの？

できません。納税義務者ご本人名義の口座でお申込みをお願いします。

Q5 口座振替にしたけれど、車を買って替えたら手続きが必要？

新車の購入や買い換えをしても、住所・氏名・口座等の内容に変更がなければ、そのまま口座振替されますので、手続きは不要です。

なお、税目・金融機関・支店・口座番号等を変更する場合は再度、お申込みをお願いします。

※**転居された場合**は、お近くの県地方局税務（管理）課までご連絡ください。

県税の申告と納税の期限

税 目	申 告	納 期	納める方法
個 人 の 県 民 税 (森 林 環 境 税)	給与所得の人については、給与支払者が給与支払報告書を1月末日	通常6月から5月まで毎月徴収して翌月10日	給与支払者が特別徴収して納入
	年金所得の人については、年金支払者が年金支払報告書を1月末日	通常4月から2月まで年金支払月(偶数月)に徴収して翌月10日	年金支払者が特別徴収して納入
	上記以外の所得の人は3月15日	通常6月・8月・10月及び1月末日	普 通 徴 収
法 人 の 県 民 税 (森 林 環 境 税)	事業年度が終了した日から2か月以内	申告と同じ日	申 告 納 付
県 民 税 利 子 割	毎月分を翌月10日	〃	申 告 納 入
県 民 税 配 当 割	毎月分を翌月10日。源泉徴収選択口座内の配当については、毎年分を翌年1月10日	〃	〃
県 民 税 株 式 等 譲 渡 所 得 割	毎年分を翌年1月10日	〃	〃
個 人 の 事 業 税	3月15日	8月及び11月末日	普 通 徴 収
法 人 の 事 業 税	事業年度が終了した日から2か月以内	申告と同じ日	申 告 納 付
地 方 消 費 税	譲渡割 個人：3月31日 法人：課税期間の末日から2か月以内	〃	〃
	貨物割 課税貨物引取の時	申告と同じ時	〃
不 動 産 取 得 税	取得した日から20日以内(未登記の場合)	取得のつど県が定めた日	普 通 徴 収
県 た ば こ 税	毎月分を翌月末日	申告と同じ日	申 告 納 付
ゴ ル フ 場 利 用 税	毎月分を翌月15日	〃	申 告 納 入
自 動 車 税	取得・消滅又は変更した日	5月末日	普 通 徴 収
		新規登録の日	証 紙 徴 収 (証紙代金収納計器)
鉱 区 税	取得の日から10日以内	5月末日	普 通 徴 収
核 燃 料 税	価額割：核燃料を挿入した日から2か月を経過する日の属する月の末日 出力割：課税期間の末日の翌日から起算して2か月 核燃料物資重量割：5月31日	申告と同じ日	申 告 納 付
狩 猟 税	登録を受ける日	〃	証 紙 徴 収
軽 油 引 取 税	毎月分を翌月末日	〃	申告納入(納付)
資 源 循 環 促 進 税	四半期ごとに翌月末日(申告月は4月、7月、10月、1月)	〃	〃

● 普 通 徴 収

……………県が納税者に納税通知書を交付することによって県税を徴収することをいいます。

● 申 告 納 付

……………納税者がその納付すべき県税の課税標準額及び税額を申告し、納税することをいいます。

● 申 告 納 入

……………特別徴収義務者がその徴収すべき県税の課税標準額及び税額を申告し、納税することをいいます。

● 証 紙 徴 収

……………県が発行する証紙を申告書などに貼って納税することをいいます。

■納税カレンダー

月	県 税	国 税	市 町 村 税
4			軽自動車税 固定資産税（第1期分） 都市計画税（第1期分）
5	自動車税 鉱区税		
6			個人住民税（第1期分）
7		所得税（第1期分）	固定資産税（第2期分） 都市計画税（第2期分）
8	個人事業税（第1期分）		個人住民税（第2期分）
9			
10			個人住民税（第3期分）
11	個人事業税（第2期分）	所得税（第2期分）	
12			固定資産税（第3期分） 都市計画税（第3期分）
1			個人住民税（第4期分）
2			固定資産税（第4期分） 都市計画税（第4期分）
3	個人事業税の申告 （15日まで） 個人事業者に係る地方消費 税確定申告と納税 （31日まで）	消費税（個人事業者の） 申告納付 1月1日～3月31日 贈与税の申告納付 2月1日～3月15日 所得税の確定申告納付 2月16日～3月15日	個人住民税の申告 （15日まで）

注1 住民税、固定資産税及び軽自動車税の納期限は、市町によって異なる場合があります。

注2 申告や納付期限が土曜日又は休日に当たる場合は、休日の翌日とその納期限となります。

注3 このほかの県税の納期限については、前ページをご覧ください。

■県税を納める場所

指定金融機関

伊予銀行

指定代理金融機関

愛媛銀行

愛媛県信用農業協同組合連合会

(指定代理金融機関の業務代理を行う農業協同組合へ払い込むことができます。)

収納代理金融機関

みずほ銀行 三井住友銀行

(県内に所在する次の金融機関の本店、支店等)

愛媛信用金庫 宇和島信用金庫 東予信用金庫 川之江信用金庫

四国労働金庫 愛媛県信用漁業協同組合連合会 中国銀行

広島銀行 山口銀行 阿波銀行 百十四銀行

四国銀行 徳島大正銀行 香川銀行 高知銀行

観音寺信用金庫

県が収納の事務を委託した者

- 愛媛県、徳島県、香川県及び高知県の各県内に所在するゆうちょ銀行の支店及び出張所
(ゆうちょ銀行が銀行代理店契約を締結した郵便局を含む。)

- 次のコンビニエンスストア

MMK設置店 くらしハウス スリーエイト 生活彩家 セイコーマート
セブン-イレブン タイエー デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア
ハセガワストア ハマナスクラブ ファミリーマート ポプラ ミニストップ
ヤマザキスペシャルパートナーショップ ヤマザキデイリーストア
ローソン ローソンストア100

50音順

県地方局及び支局

eL-QR(地方税統一QRコード)に対応した金融機関

詳しくは、eLTAX ホームページから共通納税対応金融機関をご確認ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/>



個人住民税特別徴収のお知らせ

～事業主の皆様へ～
従業員の個人住民税は、特別徴収（給与天引き）により
納付してください。

愛媛県と県内全市町では、「個人住民税特別徴収の完全実施」に取り組んでおり、平成27年6月の給与から特別徴収（天引き）を実施していただいております。

特別徴収（給与天引き）を実施していない事業者に対しては、強制指定をするなど特別徴収実施を強く要請していきます。

○ 個人住民税の特別徴収とは、

事業者（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同様に個人住民税の納税義務者である従業員等（給与所得者）に代わって、毎月支払う給与から個人住民税を天引きし、市町へ納入していただく制度です。

※ 事業者は、特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、原則すべての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。（法令に定められた事業者の義務です。）

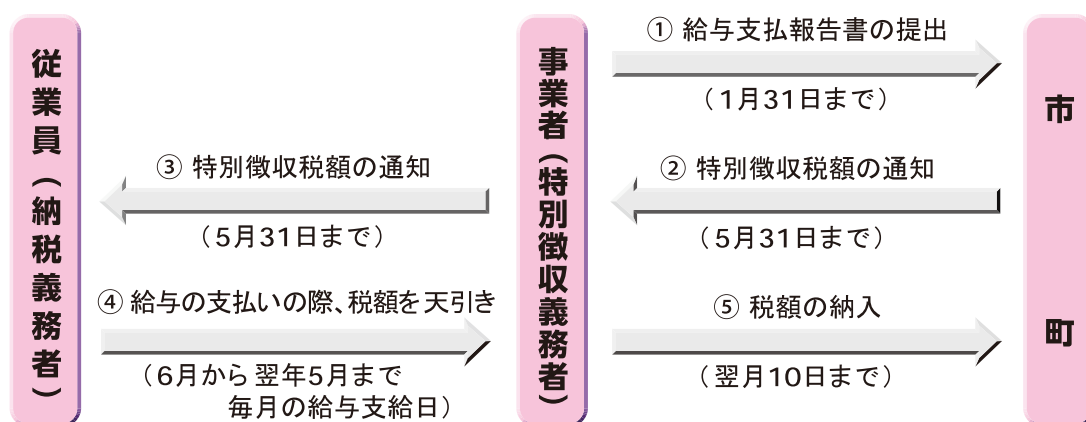
○ 特別徴収の事務の流れ

所得税の源泉徴収義務のある事業者は、1月31日までに従業員が居住する市町に対し、「給与支払報告書」を提出してください。

毎年5月31日までに、事業者あてに「特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）」が送付されます。そのときに年税額と月割額をお知らせしますので、6月の給料から天引きを開始してください（翌年5月まで）。

納期限は、月々の個人住民税を天引きした月の翌月10日です。各従業員の住所地の市町へ納入してください。

個人住民税の特別徴収の方法による納税の仕組み

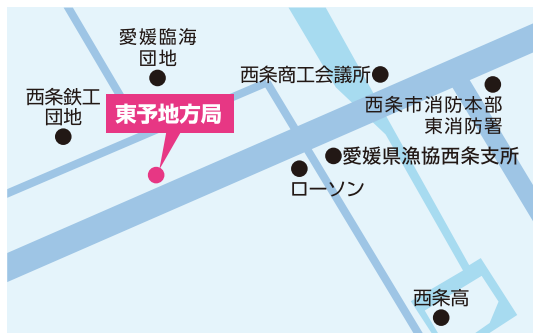


県税についてのお問合せ先

県税についてのご質問・ご相談は、各地方局税務管理課・課税課（南予地方局にあっては税務課）及び今治又は八幡浜支局税務室（ただし 課税用務は本局へ）又は総務部行財政推進局税務課へ

東予地方局税務管理課・課税課

〒793-0042 西条市喜多川796番地1
(代)0897-56-1300 FAX0897-56-0716



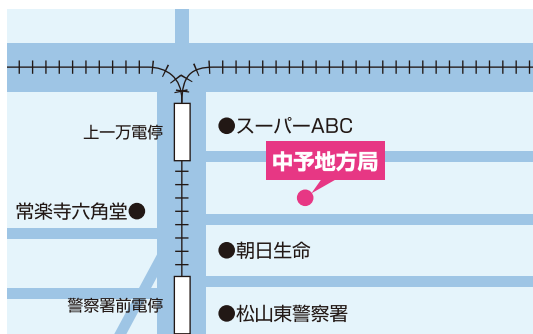
東予地方局今治支局税務室

〒794-8502 今治市旭町1丁目4番地9
(代)0898-23-2500 FAX0898-25-4100



中予地方局税務管理課・課税課

〒790-8502 松山市北持田町132番地
(税務管理課)089-909-8752
(課 税 課)089-909-8754
(代 表)089-941-1111
F A X 089-915-0671



南予地方局税務課

〒798-8511 宇和島市天神町7番1号
(代)0895-22-5211 FAX0895-22-7590



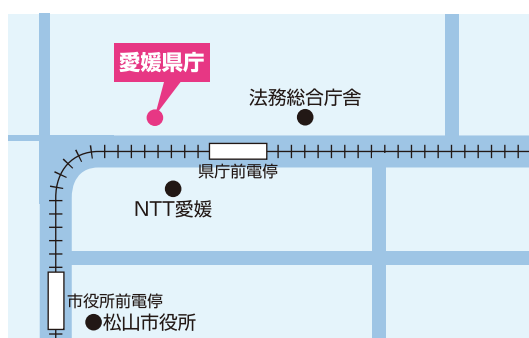
南予地方局八幡浜支局税務室

〒796-0048 八幡浜市北浜1丁目3番37号
(代)0894-22-4111 FAX0894-22-4110



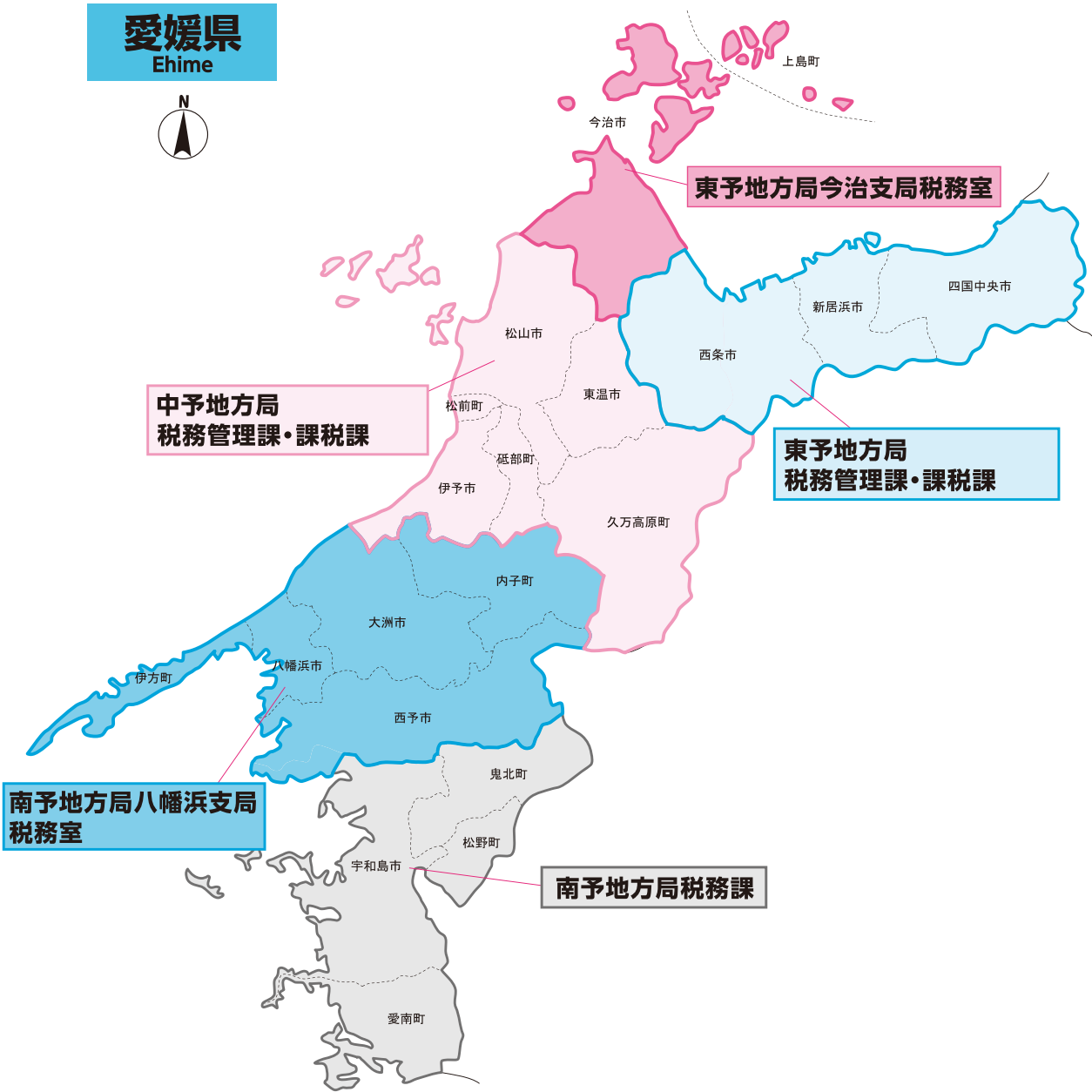
総務部行財政推進局税務課

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2
(代)089-912-2200 FAX089-912-2199



県税の所管区域図

(令和8年4月1日現在)



県税窓口名	管轄区域
東予地方局 税務管理課・課税課	新居浜市、西条市、四国中央市
東予地方局今治支局 税務室	今治市、上島町（ただし課税用務は本局扱い）
中予地方局 税務管理課・課税課	松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町
南予地方局 税務課	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町
南予地方局八幡浜支局 税務室	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町（ただし課税用務は本局扱い）
総務部行財政推進局税務課	県下全域

国税についてのお問合せ先

国税についてのご質問・ご相談は、税務署、電話相談センターへ

(令和8年4月1日現在)

税務署名	郵便番号	所在地	電話番号	管轄区域
松山税務署	790-0808	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎	089-941-9121	松山市、伊予市、 東温市、上浮穴郡、伊予郡
今治税務署	794-0015	今治市常盤町4丁目5番地1	0898-32-6100	今治市、越智郡
宇和島税務署	798-0050	宇和島市堀端町1番38号	0895-22-4511	宇和島市、北宇和郡、南宇和郡
八幡浜税務署	796-0026	八幡浜市矢野町3丁目 1096番地の4	0894-22-0800	八幡浜市、西予市、西宇和郡
新居浜税務署	792-0025	新居浜市一宮町1丁目5番4号	0897-33-4145	新居浜市
伊予西条税務署	793-0041	西条市神拝甲511番地17	0897-56-3290	西条市
大洲税務署	795-0012	大洲市大洲689番地	0893-24-3115	大洲市、喜多郡
伊予三島税務署	799-0405	四国中央市三島中央5丁目 9番45号	0896-24-5410	四国中央市

国税に関するご相談について

国税庁では、電話による国税に関する一般的な相談について、国税局に設置する「電話相談センター」で集中的に受け付けております。

所轄の税務署におかけいただいた電話は、自動音声によりご案内しておりますので、ご用件に応じて「1」又は「2」の番号を選択してください。

1 を選択：国税に関する一般的なご相談の方 ⇒ 「電話相談センター」

2 を選択：税務署からのお尋ねや納税に関することなど税務署にご用の方
⇒ 「税務署」

消費税の軽減税率制度及びインボイス制度に関するご質問やご相談については専用のコールセンター「軽減・インボイスコールセンター」で受け付けております。

電話番号：0120-205-553

税務署でのご相談は、事前予約をお願いします

具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など、電話での回答が困難な相談内容については、お電話等で事前に相談日時等を予約いただいたうえで、所轄の税務署において相談をお受けしております。

(注) 予約の際には、お名前・ご住所・ご相談内容等をお伺いします。

■国税庁では税に関する各種情報をホームページで提供しています。

<https://www.nta.go.jp/>

よくある税の質問は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」に掲載されています。

タックスアンサー

検索

市町税についてのお問合せ先

市町税についてのご質問・ご相談は、市役所又は町役場へ

(令和8年4月1日現在)

市 町 名	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
松 山 市	790-8571	松山市二番町4丁目7番地2	089-948-6688
今 治 市	794-8511	今治市別宮町1丁目4番地1	0898-32-5200
宇 和 島 市	798-8601	宇和島市曙町1番地	0895-24-1111
八 幡 浜 市	796-8501	八幡浜市北浜1丁目1番1号	0894-22-3111
新 居 浜 市	792-8585	新居浜市一宮町1丁目5番1号	0897-65-1234
西 条 市	793-8601	西条市明屋敷164番地	0897-56-5151
大 洲 市	795-8601	大洲市大洲690番地の1	0893-24-2111
伊 予 市	799-3193	伊予市米湊820番地	089-982-1111
四 国 中 央 市	799-0497	四国中央市三島宮川4丁目6番55号	0896-28-6000
西 予 市	797-8501	西予市宇和町卯之町3丁目434番地1	0894-62-1111
東 温 市	791-0292	東温市見奈良530番地1	089-964-2001
上 島 町	794-2592	越智郡上島町弓削下弓削210番地	0897-77-2500
久 万 高 原 町	791-1201	上浮穴郡久万高原町久万212番地	0892-21-1111
松 前 町	791-3192	伊予郡松前町大字筒井631番地	089-985-2111
砥 部 町	791-2195	伊予郡砥部町宮内1392番地	089-962-2323
内 子 町	795-0392	喜多郡内子町平岡甲168番地	0893-44-2111
伊 方 町	796-0301	西宇和郡伊方町湊浦1993番地1	0894-38-0211
松 野 町	798-2192	北宇和郡松野町大字松丸343番地	0895-42-1111
鬼 北 町	798-1395	北宇和郡鬼北町大字近永800番地1	0895-45-1111
愛 南 町	798-4196	南宇和郡愛南町城辺甲2420番地	0895-72-1211



令和8年度

県税のしおり

編集・発行

愛媛県総務部行財政推進局税務課

〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2

TEL 089(912)2200 FAX 089(912)2199

e-mail zeimu@pref.ehime.lg.jp
